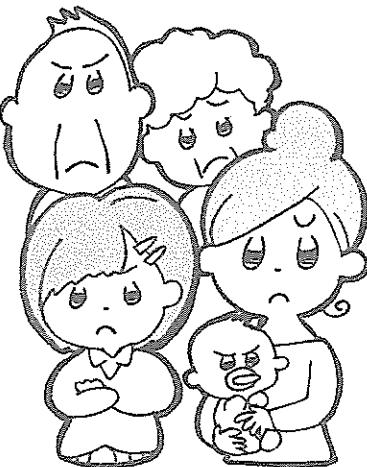


大生連作成

大阪府・大阪市は 都構想やカジノより コロナ対策を!!



新型コロナウイルスの感染拡大は、日本全国に広がっており、大阪では東京に次いで深刻な事態になっています。こうしたなかで、倒産や解雇が相次いでおり、今、大阪府や大阪市がすべきことは、住民のいのちと暮らしを守ることを最優先にすべきではないでしょうか。

しかし、大阪府・大阪市はこのような状況の下で、都構想の出前協議会を5月10日と12日に開催し、参加募集を行っています。このような緊急事態の中、大阪市廃止・分割の議論をしている場合ではなく、5年後に大阪市の廃止・解体をめざす「大阪都構想」の準備など「不要不急」のものであり、出前協議会の開催などまったく必要ありません。

大阪府・大阪市は、新型コロナウイルス対策を最優先にし、総力を挙げてこの危機に対応すべきではないでしょうか。

生活と健康を守る会は、大阪府・大阪市や各自治体に対して、「新型コロナウイルス感染拡大のもとでの住民のいのちとくらしを守る要望書」を提出しました。

★感染防止のための検査・医療体制の強化

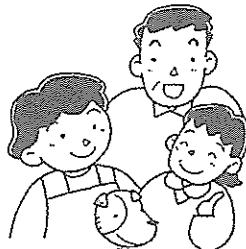
★解雇や休業で収入減になった人への個人補償

★国民健康保険料や公営住宅家賃など減免制度の拡充 など

仕事が激減、収入が減った、解雇された人など暮らしに困ったときにはご相談ください

大生連作成

新型コロナウイルス感染症の影響で
仕事や収入が激減している人が増えています



あなたの暮らしは 大丈夫ですか？

—ひとりで悩まず、ぜひ 生活と健康を守る会まで —

仕事が激減、収入が減った、解雇された人など
暮らしに困ったときには ご相談ください



生活保護制度

生活保護は憲法 25 条に基づく国民の権利です。活用する資産がなく、収入が生活保護基準を下回っていれば、年齢、働く・働けないに関係なく生活保護は申請できます。

仕事をしていても年金を受給しても、生活保護基準に満たない場合であれば利用できます。

生活福祉資金貸付制度

休業や失業など生活資金でお悩みの方はご相談ください。生活費など必要な資金の貸付けを行う生活福祉資金貸付制度が利用できます。

○緊急小口資金

一時的な資金が必要な方(主に休業された方)

○総合支援資金(生活支援費)

生活の立て直しが必要な方(主に失業された方等)

こんな相談にものっています

- ★府・市営住宅の家賃減免や申し込み
- ★税金の相談、市・府民税の減免相談
- ★国民健康保険料、医療費一部負担金の減免
- ★カードローン・多重債務
- ★新型コロナウイルスの影響で仕事や収入の減少、解雇などで市税や国保料、介護保険料など納付が困難な場合、納付の猶予や減免制度もあります

暮らしにかかわるご相談は、お近くの生活と健康を守る会までどうぞ

くに しんがた こ ろ な たいさく とくべつていがくきゅうふきん
国の新型コロナ対策・特別定額給付金

ひとり10万円の給付金

もう ご ほうほう こそうだん
申し込み方法について御相談にのります！

◎10万円給付金の申請書(申し込み用紙)は、5月22日(金)以後、郵便で届きます。

◎10万円給付金を受け取るためにには、郵送による大阪市への申請(申し込み)が必要です。

申請書には、給付を受ける人の名前・合計金額が印刷されています。振込先の銀行口座(世帯主のもの)を書き込み、通帳(銀行名、支店名、支店番号、口座番号、口座名義人がわかるページ)、キャッシュカードなどのコピーと本人確認の書類のコピーとともに大阪市に郵便で送ります。支給される対象は住民基本台帳に記載されている全員(令和2年4月27日時点、外国人も含む)

◎10万円が口座に振込まれるのは、6月中ごろ以後になる見込みです。

◎申請(申し込み)の締め切りは令和2年8月25日です。(郵送の場合は当日消印有効)

◎生活保護利用の世帯にも給付され、収入認定されません。

◎DV避難者、ホームレスの方も受け取れます。

親族からの暴力を理由に避難している方で、令和2年4月27日以前に住民票を移すことができなかつた方や、ホームレスの方は、別の手続きをすることで給付金を受け取ることができます。

◎マイナンバーカードがなくても受け取れます。以下のものが「本人確認の書類」として使えます。

- ・身体障害者手帳
- ・公的年金受給手帳
- ・各種の資格証明書など
- ・船舶などの免許証
- ・パスポート
- ・生活保護受給証明書 (区役所の生活支援課に申請してください)

- ・療育手帳
- ・自動車運転免許証(返納証明書)
- ・後期高齢者保険証
- ・介護保険証

※ **給付金をかたる詐欺にご注意**

役所や総務省がATMの操作や手数料の振込みを求めるることは絶対にありません。ご注意ください。

※ 大阪市の専用コールセンター 0570-000238

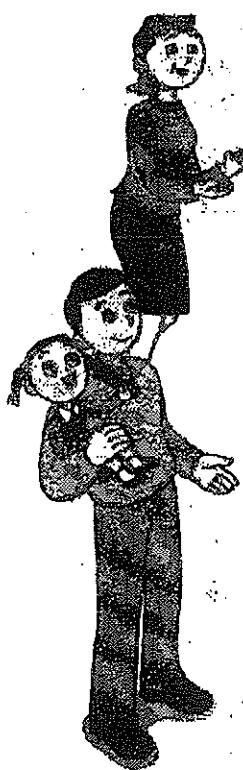
わからないことがあれば、一人で悩まず、西淀川生活と健康を守る会へお電話ください。

西淀川生活と健康を守る会 西淀川区姫島4-6-7 TEL06-6474-4084

旭区で暮らし守って 51 年——
派遣労働や不況のなかで、あなたの暮らしは大丈夫ですか？

なんでも相談

『旭生活と健康を守る会』



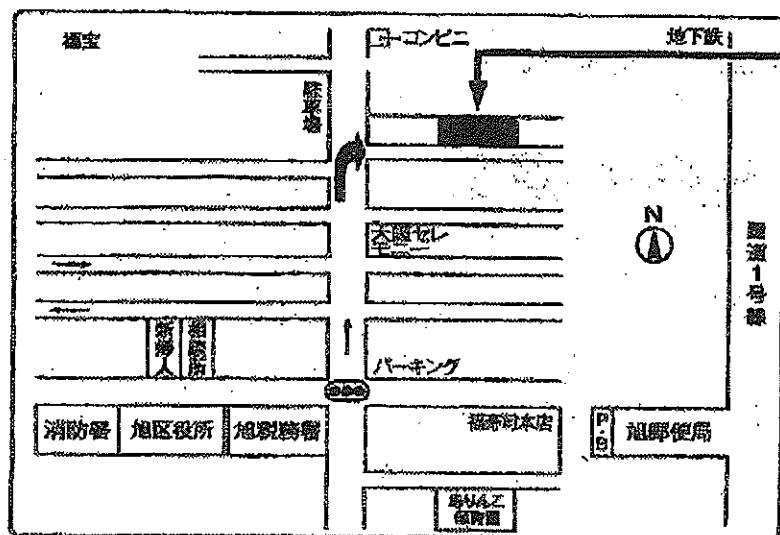
こんな制度を活用しましょう！

- 税金の相談会
- 国民健康保険料の減免
- 介護保険料の減免
- 生活保護の申請
- 就学援助制度の活用
- 市営住宅家賃の減免
- 保育所・学童保育入所
- サラ金・多重債務相談
- 定例法律相談



お気軽にお越し下さい。
相談は無料です。

* 旭税務署前交差点を北へ→
4つ目の社を右折



**旭生活と健康を守る会
事務所**

6951-8216

〒535-0002

大阪市旭区大宮 2-11-25

事務所相談は、

毎日 午前9時30分～午後5時
(土曜日・日曜日・祝祭日を除く)

旭作成

彼方はコロナ禍で暮らしは大丈ですか 生活に不安ないですか？

あなたの暮らしはコロナ禍で不安ありませんか、日本でオリンピック来年開催が決定されると、降って湧いた様に、マスコミは連日コロナ報道ですが、コロナウイルス禍で見通が望めませんが「緊急事態宣言」で、国は飲食店等に保障無いままに営業自粛を求め、国民は外出・人との接触の抑制を、学校休校・保育所の休園など、安倍政権は強く求め来てきましたが、それに伴う経済的保障な社会的負担保障が皆無です。5/14日「緊急事態宣言」35県に解除をした後にマスクが届く、国民全てに10万円の給付金もやっと、大阪市は申請用紙を5/15日発送の予定だそうです。一方では、企業倒産に伴う首切り失業が出ています。派遣切によって居住を失った人、収入が無くて生活が出来ない人、安倍政権のコロナ対策の遅れが、国民的な被害があらゆる分野で被害拡大しています。安倍政権は直ちに国民全て、安心・安全・国民の暮らしの不安を解消しると「旭生活と健康を守る会」は要求します。

こんな相談しています

* 生活保護の申請

○年金受けて居ても・働いていても生活保護基準以下はどうけることが出切る

* 市営住宅減免 ○基準は条件についてお問い合わせ下さい

* 国保料金の減免・介護保険料減免

○コロナの関係で緩和されています。お問い合わせ下さい

* 所得税・市民税納期の猶予

○相談は事務所まで、裏面の連絡を下さい